

領土編入以前の民間人の進出(上)

明治初年、沖縄県知事より内務大臣宛に「尖閣諸島領土編入の伺書」が提出された背景とは？——それまでは人も通わぬただの無人島に、水産取り締りの必要が出てきたためだ。なぜか？八重山島から渡島する者たちが現れたからに他ならない。領土編入以前に、尖閣に用があつて尖閣を指す人びとが出現したことを、多くの史料が示している。

國くに 吉よし まこも

(琉球民俗史研究)

寄留商人たちの活躍

1885年に沖縄県が尖閣諸島を実地調査し、明治政府に領土編入の上申をなしたものの、編入は見送られたことは前稿で触れた。井上馨を代表するような国家の論理、特に国際関係の面では取るに足らない島であったが、精細な琉球の範囲を求められた地図製作

者にしてみればさしたる用もない、ちつぽけな無人島であつても、記載することそのものに意味があつた。

ともかくも1885年、「沖縄県の人びと」にその姿を認識されて以降、尖閣諸島の島々そのものに用を見出す者たちが登場する。その中核は寄留商人と呼ばれる、鹿児島出身者が主な割合を占める商売人のグループである。

そもそも寄留商人たちは明治に入る近代以前から存在する——維新以前は琉球で生産される砂糖の取引販売利権を牛耳った——集団であつた。が、明治の開国以降は砂糖だけでなく様々な琉球の物産も彼らの取引材料となつていった。

その彼らが目を向けたものの中にアホウドリの羽毛、夜光貝の貝殻といった欧米向けに輸出される工芸品原材料



1880年代に糸満漁夫が考案した水中メガネ(ミーカガン)は潜水漁業の効率を飛躍的に向上させた



尖閣諸島北小島のアホドリ(左、水島邦夫氏撮影)と夜光貝貝殻(右)

があった。どちらも長期保存が可能で、アホウドリの羽毛は高級羽毛布団の材料、夜光貝の貝殻は貝ボタンの原料として、ともに換金性が高かった。

夜光貝は当初沖縄本島や周辺離島を中心に糸満漁夫によって採獲されていた

だが、寄留商人たちの買い漁りが乱獲を呼び激減、糸満漁夫は夜光貝を求め遠く久米島、宮古諸島、八重山諸島に進出することとなった。

アホウドリは古くは石垣島でも目視された記録が残るが、この頃は大東諸島、尖閣諸島の

ような無人島を繁殖地としており、沖縄本島や宮古八重山諸島では採獲不可能であった。羽毛の換金性を知るものからすれば、1885年の調査で石沢兵悟が沖縄県庁に持ち帰ったアホウドリはおそらくまたとない大儲けのチャンス

に見えたであろう。日本本土では1888年頃から小笠原諸島の北、鳥島で八丈島出身の玉置半右衛門がアホウドリ羽毛の採獲に着手している。

糸満漁夫について、簡単な説明をしておこう。糸満とは沖縄の地名であるが、沖縄の人びとにとって、ある種の感銘をもつて想起される言葉である。沖縄では古くから漁業者をイチマナー(糸満人)と呼ぶことが多く、糸満

漁業者及び漁業の代名詞として有名である。イチマナーは本来、糸満という地名の住民を意味する言葉であっただろうが、糸満出身の漁夫、ひいては何時の頃からだろうか、漁夫全般を指す言葉となった。廃藩以前の糸満漁夫は対清貿易において鱸(フカヒレ)・海參(ナマコ)等の海産物(乾物)の生産に携わっていたが、廃藩後の明治以後は対清貿易が途絶されたため、主に沿岸の潜水漁業、寄留商人が求める夜光貝殻・海人草の採取者として活躍

した。

「八重山島より九十余海里北方なるコバシマ」

沖縄県立図書館蔵東恩納寛博文庫の中に『沖縄青年雑誌』（創刊号1890年刊）という資料がある。同誌は東京に留学した沖縄県出身留學生が中心となつて編纂されているが、所収の記事の中に、この時期行われた尖閣での漁業について記されているので揭示したい。



沖縄県知事・丸岡莞爾（沖縄県立図書館蔵「丸岡莞爾関係資料」より）

「(略)……此に四五年以前より八重山群島に移住し、今は同島共同水産会社に従事し居る松村仁之助氏は去二月中、七十余名の漁夫を従え八重山島より九十余海里北方なるコバシマと呼ぶ無人島に航着し、爾来僅々三ヶ月余の間に既に巨額の漁獲を為したりと。：(略)」

ここでわかることは、数年以前より八重山群島に移住してきた松村仁之助という男が現在共同水産会社に従事しており、1890年2月頃、同島から70数名の漁夫を率いて同島北方90里に浮かぶ「コバシマ」で3か月の間に巨額の漁獲を得た、ということである。

「コバシマ」とは何島なのか？ 無論尖閣諸島魚釣島であると筆者は確信を抱いているが、それについては1890年1月13日付で出された「伺書」を紹介したのち、後述したいと思う。

沖縄県、再度尖閣諸島の領土編入を上申す

読者にはまず、1890年沖縄県知事より内務大臣宛に提出された、いわゆる「尖閣諸島領土編入の伺書」を見ていただき、この時期の沖縄県の尖閣に対する認識を頭に入れてほしく思う。

「甲第一号 無人島久場島魚釣島之義二付伺

管下八重山群島ノ内石垣島ニ接近セル無人島魚釣島外二島ノ義二付十八年十一月五日第三百八十四号伺ニ対シ同年十二月五日付ヲ以テ御指令ノ次第モ有之候処右八無人島ナルヨリ是迄別ニ所轄ヲモ不相定其儘ニ致置候処昨今ニ至リ水産取締ノ必要ヨリ所轄ヲ被相定度旨八重山島役所ヨリ伺出候次第モ有之旁此際管下八重山島役所々轄ニ相定度



此段相伺候也

明治廿三年一月十三日

知事

内務大臣宛

(アジア歴史資料センター『帝国版図関係雑件』より1890年01/13付「無人島久場島魚釣島之義二付伺」)

一応1885年11月5日付の指令もあり、沖縄県ではこれまで(1890年1月まで)所轄を定めず放置していたが、今に至り水産取り締りの必要が出てきたので、八重山島役所から、所轄に定めたいと伺いがあった。そこで

この際八重山島の所轄に定めたい、と県では考えていたことがわかる。

これまでは人も通わぬただの無人島であったが、水産取り締りの必要が出てきた。なぜか？八重山島から渡島する者たちが現れたからに他ならない。領土編入以前に、尖閣に用があつて尖閣を目指す人びとが出現したのである——筆者が断言する根拠は、以下に掲げる一連の資料である。

梶忠雄と『八重山島二係る書類——久場島』

1890年の沖縄県知事伺書にその



八重山島二係る書類——久場島は、通って、くれていることすらにわかには信じがたい資料である(沖縄県立図書館貴重書デジタル書庫・旧温故学会より)

存在を記された、八重山島役所の伺書

だが、その詳細を把握できる資料が沖縄県立図書館に現存している。それは温故学会創始者の一人、梶忠雄氏が遺した沖縄県属時代の収集資料の中にある、『八重山島二係る書類——久場島』という資料である。沖縄県立図書館ホームページ、貴重書デジタル書庫よりその原本画像を閲覧可能なので、興味のある方は是非閲覧頂きたい。

少々長いが、以下にその文字起こしを掲示しておく(筆者の能力上、誤記があるおそれがあるので、詳細を知りたい方は沖縄県立図書館ホームページより原本を確認いただくことを推奨する)。

「久場島并二魚釣嶋へ渡航シタル系満人八総計七拾八名・内訳…大有丸ヨリ三十二名、輕船ヨリ二十六名、与那国ヨリ廿名。

内申書二添へテ該島ニ於テ収獲シタル

北斜面から見た魚釣島のハゲ山 (1979年新納義馬氏撮影)



夜光貝但シ般壹個、寛永錢四枚ヲ差出シタリ。

※十六日午後十一時出帆之大有丸便二而(出ズ)間ニ合ハズ依テ十七日午前宮古マデ穿舟ニテ差立タルモ終ニ至ルコトヲ得ザシト云。

明治廿三年四月十六日 属 塙忠雄

印

所長(西常央) 印

特命ニ依リ上申案左ニ相同候也

久場島并ニ魚釣島之義ニ付内申

久場島并ニ魚釣島之義ニ就而者曩キニ上申致置候処漁業ニ敏捷ナル糸満人ハ大有丸ヲ雇入レ航行シタル已後ハ石垣島并ニ与那国島ヨリ陸続渡航セシモノアリテ既ニ七十人以上ニ至リ現今ハ移住ノ姿ニシテ小屋掛ケ等ヲ為シ該島ニ衣食スルノ計画ト認メ候。依テ右人員ノ頭立チタルモノ食糧運搬ノ為帰航シタル糸満人某ヨリノ該島ノ概況聞書及ビ某方持歸リタル物品式点相添此段内申ニ及候也。

明治廿三年四月十六日

所長名 知事宛

久場島概況 糸満人某ニ聞書

○地形

一、周囲凡三里

一、島中ニ高キハゲ山アリ

一、地形岩石高屏低列恰モ馬齒ノ如シ

一、家屋周囲ノ屏壁トモミルベキ破損シタル石垣アリ

一、水沢ニヶ所アリ、其他処々湧水アリテ共ニ清潔也

一、本島ヲ離ル、一里許ノ離瀬ニ巖洞アリ、広サ三畳敷余ニシテ粗材ノ床縁アリ、且ツ五尺余ノ蛇舌尾棲息シ

一、船舶ノ定繫場ハ本島ト離瀬ノ中間ヲ稍ヤ安全ナル処トス

一、ガジマル、アレガフ、アクチ、フクイ、コバ、ヒトツ葉ノ類ニシテコ

バノ木最モ多シ

○樹木

一、船舶ノ定繫場ハ本島ト離瀬ノ中間ヲ稍ヤ安全ナル処トス

一、ガジマル、アレガフ、アクチ、フクイ、コバ、ヒトツ葉ノ類ニシテコ

バノ木最モ多シ

○動物

一、蛇、但シ人ヲ害スルノ模様ナシ

一、山鼠、大ナルモノハ尺余ニシテ其進退迅速、通常ノモノト異レリ

○水産物

一、山鼠、大ナルモノハ尺余ニシテ其進退迅速、通常ノモノト異レリ

○水産物

一、山鼠、大ナルモノハ尺余ニシテ其進退迅速、通常ノモノト異レリ

○水産物

久場島の地形は魚釣島に比べるとなだらかである(1980年新納義馬氏撮影)



一、夜光貝、鱧、鯉、シビ、赤ノリ、

アホウドリ、ヨシケドリ

○海浜並二陸上ノ散在物

一、船舶ノ破片、寛永銭

魚釣島概況 全上

○地形

一、周囲凡壹里半許

一、地形恰モ鍋ヲフセタルガ如シ

一、島中岩石土壤相半ス

一、雑木繁殖ス

一、河流并ニ湧水ナシ

一、海浜ハ岩石兀突ス

○雑件

一、水産物ハ久場島ト異ナルコトナシ

一、船舶ノ定繫場ニ適スル場所ナシ

一、島中アホウ鳥其他水鳥最モ多シ

一、久場島ト魚釣島ノ中間ニ離瀬アリ、周囲二三合許ナリ、是亦断崖絶壁ナリ

壁ナリ

【添付書類】①

八重出番外

久場島及魚釣島之義ニ付過般八重出番外ヲ以テ伺候処該文中水産物取締上ニ關係有之ト之文意ニヨリ御照合之段承知致候、右水産物之義ニ付テハ既ニ昨年中御許可之末、八重山全島公費補助

之為メ取設ケタル供同水産会社取扱ニ

関シ可成海面之区域相立度精神ヨリ出

タル義ニ有之候条右、御承知相成度此

段及御回答候也。

廿三年一月十日 八重山島役所長 西

常央

庶務課長心得 酒井豊明 殿

【添付書類】②

廿三庶往第一三号

久場島及魚釣島之義ニ付八重出番外ヲ以テ御伺書相来候処右文中水産物取締上ニ關係云々ト有之事実之状況不相不候ニ付水産取締上ニ関スル事実等尚詳細後申出相成候様致度此段及御照会候也

明治廿三年一月八日 庶務課長心得

酒井豊明 印

八重山島役所長 西常央 殿

【添付書類】③

石垣島二接近セル久場島並二魚釣島之
義二付伺

明治十八年十月御取調相成リタル久場
島並二魚釣島之義者石垣本島二近接セ
ル大凡六拾余里二位スル島嶼ニシテ既
ニ其当時御上申ニモ相成候義二付無論
八重山所轄内ト相心得居然哉、右者水
産物取締上ニ關係有之為念此段相伺候
条至急何分之御指示相成度此段相伺候
也。

明治廿二年十二月廿五日 八重山島役
所長 西常央

久場島Ⅱ釣魚島の貴重資料

まず、この資料は塙忠雄の尖閣諸島
(久場島魚釣島)における漁業状況の
聞き取り報告が本文であり、添付書類と
して八重山島役所と沖縄県庁間の往復
書簡の2つのグループで構成されてい
ることがわかる。

塙の聞き取り調査を読む前に、添付
書類をまずご覧いただきたい。おおよ
かな概要を記すと、1889年末に八
重山島役所から、無人島久場島魚釣島
の取り扱いについて県庁へ伺書が出さ
れ、県庁ではその詳細について八重山
島役所に尋ねたところ、同役所が所管
する海面の区域としてはっきりさせた
ために申し出た旨の回答があつた。

ここでは八重山島役所から回答を受
けた3日後、1890年1月13日付で
沖縄県は内務大臣に前述の伺書を提出
していることに注目したい。1889

年末頃に八重山で共同水産会社という
民間有志が尖閣に出漁する計画があ
り、それを把握した八重山役所が沖縄
県庁に伺いを立て、沖縄県では内務
省へ伺いを立てるといふ、下から上へ
の働きかけが行われており、1885
年の上申と異なるのは、その発端があ
くまで民間の活動であるという点であ
る。以降領土編入以前の尖閣諸島をめ

ぐる動きはすべて、この様に民間の活
動を沖縄県及び明治政府が追認する形
で行われていくことになる。

さて、1890年に戻ると、その後
内務省県治局長と沖縄県知事との間に
やりとりがあるが、この時領土編入の
手続ないしは伺い書却下の指示が出さ
れたかは判然しない。ただ、『沖縄青
年雑誌』を見ると、共同水産会社の松
村仁之助は同年2月に尖閣への渡島を
実施し、巨額の漁獲という成功を収め
たことがわかるのみである。

続いて塙の報告、久場島概況・魚釣
島概況をご覧いただきたい。まず目に
付く点は、この報告の久場島は現在の
魚釣島、魚釣島は現在の久場島である
ということである。名称の逆転以外で
はこの概況報告は極めて事実即して
おり、実際に現地へ赴き渡島滞在した
者以外には把握できない点(水源の有
無、島の地勢など)が記されているこ
とは注意を要する点である。試しに調

査項目の一つ水産物の項を見ると、「夜光貝」は前述した様に貝ボタン原料。鱧はいわゆるサメでありフカヒレの原料。鯉については、のちに魚釣島を基地としてカツオ節製造業が営まれる。シビはマグロのことである。赤ノリはおそらく海人草であり、これも虫下しの原料として戦前戦後を通じて琉球の主要海産物の一品目となる。アホウドリは羽毛布団。フンケドリはカツオドリのことであり、剥製や羽毛を採取したと思われる。

松村仁之助の遺した資料について、以前温故学会誌「温故叢誌」に拙文を寄稿させていただいたので興味のある方は所蔵している図書館等で一読願いたい。

領土編入以前の民間人の尖閣進出はその後1891年、1893年と続いていくが、それは次回にご紹介したい。

八重山区裁判所開庁に際しての松村仁之助による祝詞（沖縄県公文書館所蔵）

ここで筆者は、読者の方にも、ともに尖閣諸島に縁の深い歴史上の人物探訪にご参加いただきたいと思う。特に鹿児島県の方にお願したいのだ。

尖閣諸島の開拓者と言えば福岡八女出身の古賀辰四郎が有名であるが、領土編入以前に、糸満漁夫を率いて尖閣に渡島指導した松村仁之助という人物が、

松村仁之助と尖閣諸島

歴史の底流に埋もれたままになっている。以下に沖縄県下で見つかった資料から浮かび上がって来る松村仁之助について、いくつか列記しておきたい。

松村仁之助（1864・10～1938・1）は鹿児島出身の平民。八重山石垣島を拠点に寄留商人として活躍。笹森儀助『南嶋探験』では尖閣諸島に雇用人を置き去りにしたなどと紹介されている。

第四回内國勸業博覧會において水産の部でジュゴンの皮を出品。また、『沖縄県日誌』に、松村による那覇区の埋め立て出願や、八重山での薪材の伐採出願などの記録が見られ、明治の早くから寄留商人として活躍していたことが伺える。

八重山においては地元寄留民総代として様々な式典に出席し、島司野村道安や地元の開化党の重鎮・大濱用要等といった名士とともに名を連ねている。また明治35年には、八重山に来島

した児玉源太郎台湾総督の歓迎会で、八重山寄留商人代表として「台湾航路が廃止され島民が困窮しているからなんとかしてくれ」と陳情書を朗読するなど、胆の座った一面も見せ、『琉球新報』明治45年7月4日の記事では、住所登野城1番地と記載されており、なんとなく偉そうである。

——という感じで、八重山の名士だったりするわけだが、具体的な人となりは知られていない。

【お願い】松村仁之助についてなにかわづかでもご存知のかたは情報提供いただければありがたいと思う。尖閣研究の現場において大いに資することになるので、願わくば本誌編集部にご一報くだされば幸甚です。何とぞよろしくお願いします。

くじよし せいも

1978年沖縄県那覇市生まれ。尖閣諸島文献資料編集会研究員。研究テーマは、尖閣諸島に関する近代史を中心とした資料の調査収集及び研究。近年は明治期から現代にかけて同諸島における漁業に関する研究をすすめている。

【関連資料】

○『沖縄県史 11巻』より

p543.1882.03/22 「那覇役所長長谷川弥学上申ス西村三十七番地松村仁之助ヨリ海面埋立ノ義」

p689.1883.04/27 「往第 164 号ヲ以テ山林局長ニ回答ス（松村仁之助他一名石垣島材木伐採願の件）」

○『琉球新報』より

明治 31.07/23. 故奥田恕建碑寄付金募集広告 松村仁之助他

明治 35.05/21. 謂々録 児玉総督八重山歓迎会の席上で台湾航路廃止への対応を陳情

明治 35.08/17. 独逸軍艦石垣港へ入港 松村仁之助邸で休憩

明治 35.09/17. 八重山事情 古賀氏の製糖、松村氏の紅露採掘

明治 36.01/25. 八重山島新税法実施記念祝賀會 他府県人総代：松村仁之助他

明治 37.03/02. 八重山島民の感謝状 島民総代松村仁之助他

明治 40.06/06. 多方多面 奥田恕氏の建碑費の行方 松村仁之助他

明治 41.10/29. 八重山通信 奥田恕氏建碑式 松村仁之助大演用要他

明治 45.01/19. 新税法実施記念会 八重山 松村仁之助他

明治 45.07/04. 阿旦葉株式会社登記広告 八重山区裁判所 松村仁之助他

○『沖縄毎日新聞』より

明治 44.08/02. 八重山通信 八重山の寄留商人協和会 松村仁之助演説他

○国会図書館デジタルライブラリーより

第四回内国勸業博覧会出品部類目録 [第6冊] 第4部 水産 沖縄県

http://kindai.ndl.go.jp/BIIimgFrame.php?JP_NUM=40033970&VOL_UM=00006&KOMA=188&ITYPE=0 参照

○沖縄県公文書館所蔵

祝詞 八重山区裁判所開庁 八重山島民間有志者総代松村仁之助

資料日付 1900/01/01～1900/01/01

目録コード 0000057902 資料解説紙 通常 公開